



清水洞の上地区の維持管理に関する協定書

那珂市（以下「甲」という。）と吉田清水神社（以下「乙」という。）及び清水洞の上自然を守る会（以下「丙」という。）とは、清水洞の上地区の維持管理に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条

この協定は、甲乙丙が相互に協力し、第3条に掲げる協定の対象とする区域（以下「対象区域」という。）を適正かつ円滑に維持管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協定の期間）

第2条

この協定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

- 2 この協定の目的を達成するため特に必要のある場合には、甲乙丙協議の上、この協定を更新することができる。

（対象とする区域）

第3条

協定の対象区域は、別紙のとおりとする。

（甲の責務）

第4条

甲の責務は、次に掲げるとおりとする。

区 分	内 容
周辺環境の整備及び保全	緑化管理、除間伐、枝打ち、水路及び池等の保全
関係施設の整備、維持管理	遊歩道などの園内設備の整備、管理機材の整備、駐車場の整備、公衆トイレ等の整備、その他施設の保守業務

（費用の負担等）

第5条

甲は、前条に定める整備、保全、維持管理に必要な経費について負担する。

（乙の責務）

第6条

この協定に基づき、乙は、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 協定の期間中は、協定の目的に基づき協力すること。
- (2) 協定の期間中は、対象区域を開発等による転用はしないこと。
- (3) 甲又は丙が、協定期間中に、森林体験、学習活動などで乙の所有する土地ならびに施設の使用を乙に申し出たときは、乙はこれに協力すること。
- (4) 甲又は丙が、協定の対象区域内の維持管理に係る標識等を設置する場合には、乙はこれに協力すること。
- (5) 乙の所有する土地の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合は、その処理解決に当たること。



(丙の義務)

第7条 この協定に基づき、丙は、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 協定の期間中は、対象区域の適正な維持管理について甲及び乙に協力するとともに、次の維持管理活動を行う。

管理パトロール及びごみ清掃 管理上必要な草刈り 管理上必要な樹木の伐採・枝打ち 管理上必要な植栽 休憩所兼物置の維持管理 刈払機・チェーンソー等の機材の保管、管理 管理上必要な各種施設の整備及び管理 トイレ及び駐車場の清掃及び管理 その他管理上必要な作業
--

- (2) 協定の期間が終了した後においても、第1条の目的が達成されるよう適正な維持管理及び利活用に努めること。
- (3) 1号に掲げる活動のうち、管理上必要な各種施設の整備を行う際には、事前に甲と協議するものとする。

(保険加入義務)

第8条 丙は、第7条の維持管理活動を行うに当たっては、必要に応じ傷害保険等の保険に加入するものとする。

(活動費の助成)

第9条 甲は、丙に対して予算の範囲内で活動費を助成する。

(書類の整備)

第10条 丙は、維持管理活動の実施に係る次に掲げる書類等を整備し、甲に提示する。

- (1) 活動状況の記録に関するもの。
- (2) 助成金の収支に関する帳簿等及び証拠書類に関するもの。
- (3) 清水洞の上自然を守る会の規約等及び構成員の名簿に関するもの。

(紛争・緊急時の処理)

第11条 維持管理活動に起因する第三者との紛争処理については、丙の責任により解決するものとする。

- 2 前項の場合によるもののほか、維持管理活動に関し丙の責めに帰しがたい紛争の処理については、甲丙協議して解決するものとする。
- 3 維持管理活動に関し事故や災害等の緊急事態が発生した場合、丙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲に対し緊急事態発生を報告を行うものとする。



(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

2 この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 5 年 4 月 1 日

甲 茨城県那珂市福田1819-5

那珂市長 先 崎 光



乙 吉田清水神社

宮司 小 川 博 宣



丙 清水洞の上自然を守る会

会長 桜 庭 壮 恵



別紙

(甲) 那珂市所有地

番号	所在	地番	枝番	地目	地積 (㎡)	地権者
1	西木倉宮下	101	2	公園	480	那珂市
2	西木倉宮下	109	1	公園	1,251	那珂市
3	西木倉宮下	109		公園	401	那珂市
4	西木倉宮下	115	2	公園	1,353	那珂市
5	西木倉宮下	124		公園	1,596	那珂市
6	西木倉宮下	127	2	公園	104	那珂市
7	西木倉宮下	128		公園	207	那珂市
8	西木倉宮下	129		公園	836	那珂市
9	東木倉宮西	176	3	公園	261	那珂市
10	東木倉宮西	177	3	公園	86	那珂市
11	東木倉宮西	177	4	公園	41	那珂市
12	東木倉宮西	181		公園	1,207	那珂市
13	東木倉清水	218	1	公園	406	那珂市
14	東木倉清水	218	2	用悪水路	99	那珂市
15	東木倉清水	219	1	公園	444	那珂市
16	東木倉清水	219		公園	302	那珂市
17	東木倉清水	220		公園	3,199	那珂市
18	東木倉清水	221	2	用悪水路	245	那珂市
19	東木倉清水	221		公園	30	那珂市
20	東木倉清水	222	2	用悪水路	14	那珂市
21	東木倉清水	222		田	58	那珂市
22	東木倉清水	223		田	1,580	那珂市
23	東木倉清水	225	2	用悪水路	69	那珂市
24	東木倉清水	225	1	公園	202	那珂市
25	東木倉清水	225		公園	1,580	那珂市
26	東木倉清水	226	2	用悪水路	179	那珂市
27	東木倉清水	226		公園	1,434	那珂市
28	東木倉清水	227	2	用悪水路	76	那珂市
29	東木倉清水	227		公園	2,745	那珂市
30	東木倉清水	230		公園	309	那珂市
31	東木倉清水	233	1	公園	45	那珂市
32	東木倉清水	233		公園	484	那珂市
33	東木倉清水	234		公園	287	那珂市
34	東木倉清水	235		公園	345	那珂市
35	東木倉清水	236		公園	561	那珂市
36	東木倉清水	237	1	公園	171	那珂市
37	東木倉清水	237	2	公園	47	那珂市
38	東木倉清水	238	2	公衆用道路	257	那珂市
39	東木倉清水	238		山林	2,071	那珂市
40	東木倉清水	240	1	山林	372	那珂市
41	東木倉清水	240	2	公園	494	那珂市
42	東木倉清水	240	4	墓地	132	那珂市
43	東木倉清水	240	5	公衆用道路	63	那珂市
44	東木倉清水	242	2	ため池	221	那珂市



45	東木倉清水	244	2	公衆用道路	114	那珂市
46	東木倉清水	244	3	公衆用道路	45	那珂市
47	東木倉宮後	194	2	公衆用道路	992	那珂市
48	東木倉宮後	196		山林	742	那珂市
49	東木倉宮後	197		山林	31	那珂市
50	東木倉洞ノ上	26		田	1,758	那珂市
51	東木倉洞ノ上	198		山林	318	那珂市
52	東木倉洞ノ上	199		田	1,801	那珂市
53	東木倉洞ノ上	200		原野	1,514	那珂市
54	東木倉洞ノ上	201		田	1,304	那珂市
55	東木倉洞ノ上	202	2	用悪水路	364	那珂市
56	東木倉洞ノ上	202		田	1,600	那珂市
57	東木倉洞ノ上	203	2	用悪水路	146	那珂市
58	東木倉洞ノ上	203		畑	1,230	那珂市
59	東木倉洞ノ上	204	1	田	238	那珂市
60	東木倉洞ノ上	205	1	田	376	那珂市
61	東木倉洞ノ上	206		田	2,520	那珂市
62	東木倉洞ノ上	209	1	田	834	那珂市
63	東木倉洞ノ上	209	2	山林	143	那珂市
64	東木倉洞ノ上	210		山林	552	那珂市
65	東木倉洞ノ上	211	2	山林	140	那珂市
66	東木倉洞ノ上	212		山林	441	那珂市
67	東木倉洞ノ上	213		山林	537	那珂市
68	東木倉洞ノ上	215		山林	1,206	那珂市
合 計					45,290	

(乙) 吉田清水神社所有地

番号	所在	地番	枝番	地目	地積 (㎡)	地権者
1	東木倉宮西	182	1	宅地	65	清水神社
2	東木倉清水	217		山林	291	清水神社
3	東木倉清水	231	1	山林	4,245	清水神社
4	東木倉清水	238		山林	2,071	清水神社
5	東木倉清水	240	1	山林	372	清水神社
6	東木倉清水	241		宅地	393	清水神社
7	東木倉清水	242		山林	551	清水神社
8	東木倉清水	243		境内地	568	吉田神社
9	東木倉清水	244		山林	2,423	吉田神社
10	東木倉山ノ神	216	3	山林	317	吉田神社
11	東木倉山ノ神	216	2	山林(一部)	221	吉田神社
12	東木倉山ノ神	216	4	山林(一部)	141	吉田神社
13	東木倉山ノ神	216	1	山林	2,415	吉田清水神社
合 計					14,073	



別紙
(その他)

番号	所在	地番	枝番	地目	地籍 (㎡)	地権者
1	東木倉洞ノ上	211	1	山林	630	個人
2	東木倉洞ノ上	442	1	山林	648	個人
3	東木倉洞ノ上	442	2	山林	464	個人
4	東木倉洞ノ上	442	3	山林	292	個人
合計					2,034	